

南武線連立関係事業用地取得関連業務委託業者選定実施要領

1 業務内容等

南武線連立関係事業用地取得関連業務委託仕様書のとおり

2 契約方法等

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

(2) 業務委託料

以下の金額を上限とします。

1年目（令和7年度分） 160,239,750 円（消費税及び地方消費税を含む）

2年目（令和8年度分） 160,239,750 円（消費税及び地方消費税を含む）

3年目（令和9年度分） 160,239,750 円（消費税及び地方消費税を含む）

4年目（令和10年度分） 160,239,750 円（消費税及び地方消費税を含む）

合 計 640,959,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

(1) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格名簿の業種・種目「15 補償コンサルタント
08 総合補償部門」に登載されていること。

(2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成31年4月1日以降に、本業務についての類似の契約実績があること。

なお、契約実績については、1契約につき10,000,000円以上とする。（複数年契約の場合には、契約金額を契約年数で割り返し、1年あたり10,000,000円以上とする。）

また、川崎市以外の他官公庁との契約実績を含めるものとする。

4 提案等を求める内容

(1) 執行体制についての提案

【特記仕様書第3条関係】

(2) 事務所（相談窓口）の設置についての提案

ア 相談窓口開設までの実現可能な業務フロー、開設までの間の相談対応についての提案【特記仕様書第5条第2項関係】

イ 権利者のニーズに応じた効率的かつ柔軟に相談対応等を実施するための事務所の受付日や受付時間、受付方法、その他メール・電話・オンライン相談等の効果的と

思われる方法、対応者についての提案【特記仕様書第5条第2項関係】

ウ 相談窓口開設の周知・案内についての提案【特記仕様書第5条第1項第5号関係】

(3) 地権者からの移転先についての相談対応に係る提案

ア 物件の情報収集の方法（提案者等が自ら保有している情報を含む）についての提案【特記仕様書第6条第1項関係】

イ 物件についての情報提供の方法（流れ・仲介や媒介・手数料の扱いなど、誰がどのように関与して地権者に物件についての情報提供を行うのか及び提案者の役割）と公平性の確保についての提案【特記仕様書第6条第1項関係】

ウ 不動産事業者についての情報提供の要望を受けた際の不動産事業者間の公平性に配慮した対応についての提案【特記仕様書第6条第1項関係】

(4) 移転先の情報提供以外の相談対応

ア 住居の再建に向けた設計・建築・解体業者等の公平性に配慮した情報収集と必要な手続き等に関する情報提供についての提案【特記仕様書第6条第1項関係】

イ 残地売買の契約手続きに関する仲介業務を引き受け可能な信頼できる不動産業者等の情報収集及び情報提供並びに残地利活用に関する手法及び関連する企業等の情報収集及び情報提供についての提案【特記仕様書第6条第2項関係】

ウ 地権者本人の同意を得た上での近接権利者同士の残地売買の補助についての提案【特記仕様書第6条第2項第3号関係】

(5) 業務実績

本業務と同様の業務実績

(6) その他の提案

ア 受託者が運用する公共用地交渉の促進等に効果的な方法の提案（ホームページ等の利用を含む）【仕様書第40条第1項第6号関係】

イ 仕様書で定める以外の提案（自由提案事項）【仕様書第40条第1項第6号関係】

5 参加意向申出書等の提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、次により参加意向申出書（様式1）及び実績調書（様式2）（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）を提出してください。期日に遅れた場合はいかなる理由があっても受領できません。なお、提出方法は持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。

(1) 参加意向申出書等の提出先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎17階

建設緑政局道路河川整備部公共用地課 連立担当

電話番号 044-200-2807 電子メールアドレス 53kouyou@city.kawasaki.jp

※参加意向申出書等については、川崎市ホームページからダウンロード可能です。

URL:<https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/530/0000171044.html>

(2) 受付期間等

受付期間：令和7年1月10日（金）から同年2月7日（金）

※郵送の場合、令和7年2月6日（木）正午必着

受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）

6 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年2月12日（水）から同年2月19日（水）まで

(2) 質問書の様式

質問書（様式3）により提出してください。

(3) 質問の受付方法

質問書（様式3）にご記入のうえ、電子メールで送信してください。電話・FAXでの質疑応答は行いませんのでご注意ください。

(4) 回答方法

令和7年2月26日（水）までに質問者を含めた全ての参加登録者に対して電子メールにて回答書を送信します。

7 提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出された事業者には、令和7年2月12日（水）に提案資格確認結果通知書を交付します。交付方法は、電子メールでの送信を基本とします。

8 技術提案書等の提出

技術提案書は、仕様書で提示された委託業務をどのように実施していくのかについて、具体的な提案を明記することとし、期日までに持参又は郵送にて事務局へ提出してください。

期日に遅れた場合は、いかなる理由があっても受領できません。

(1) 受付期間等

受付期間：令和7年2月12日（水）から3月4日（火）まで

※郵送の場合、令和7年3月3日（月）正午必着

受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）

(2) 提出場所

5(1)と同じ

(3) 提出書類

ア 技術提案書 10部及び電子データ

(様式任意。A4判縦横どちらでも可。表紙を除き10ページ以内)

イ 見積書 10部 (原本1部、写し9部)

(ア) 見積額は提案内容とバランスが取れたものとする。

(イ) 見積書の見積金額が、2(2)の上限額(合計金額及び各年度の金額)を超過する際は、失格とする。

(ウ) 令和6年度の技術者単価により見積もることとする。

(エ) 事務所の設置については、特記仕様書第5条第2号のとおり、受注者の賃料負担はない前提で見積もるものとする。仕様書第39条ただし書により、発注者から事務所設置場所の指定がされないこととなった場合には、別途協議の上、変更契約により対応するものとする。

ウ 業務実施体制表 10部

エ 会社概要(パンフレット等) 10部

(4) 技術提案書等の取扱

ア 提出された技術提案書等は、返却いたしません。なお、提出された技術提案書等は、提出者に無断で選定以外の目的には使用いたしません。

イ 提出期限後は、技術提案書等の差替え、変更又は追加は認めません。

ウ 技術提案書等は、主に本業務の委託にあたり知識、経験、熱意があるかどうかを見る資料です。技術提案書に記載の内容で本市が適切と認めるものについては、選考後、特記仕様書に記載し契約に反映しますが、そこに盛り込まれた提案の全てが契約に反映されるとは限りません。

エ 技術提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

オ 技術提案書等に記載した担当予定者は原則として変更できません。退職等やむを得ない理由により変更を行なう場合には、本市の了解が必要となります。

カ 技術提案書等の作成に係る費用は、事業者の負担とします。

キ 提出物は、川崎市情報公開条例(平成13年3月29日条例第1号)の対象になりません。

(5) 書類審査の実施

提出された技術提案書等に対し書類審査を実施し、評価の高い者3者程度を書類審査通過者として選定し、ヒアリング審査の対象者とします。書類審査の結果は、審査終了後、速やかに提案のあった全ての事業者へ通知します。

また、書類審査通過者に対して、ヒアリング審査の日程等を併せて通知します。

ただし、技術提案書提出者が3者以内であった場合は、書類審査及びヒアリング審査を同時に実施します。その場合には、書類審査の前に提案のあった全ての事業者へ、審査の日程等を通知します。

9 技術提案の辞退

参加意向申出書を提出した後に技術提案を辞退される場合は、令和7年3月4日（火）までに持参又は郵送により辞退届（様式4）を提出してください。

※郵送の場合は令和7年3月3日（月）正午必着

10 ヒアリング

(1) 日時

令和7年3月14日（金）午後2時から（予定）

※詳細については、各提案事業者へ別途通知いたします。

(2) 場所

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎15階会議室

(3) 選考評価方法

本市が設置するプロポーザル選定評価委員会において選考評価をいたします。なお、評価基準は、「南武線連立関係事業用地取得関連業務委託選定評価基準（様式5）」のとおりとし、評価を点数化した上で最も高い合計点を獲得した業者を契約先として選定します。ただし、合計点数が満点の60%に満たない者については、選定しないものとします。当該集計において、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次のア～ウの選考過程により最終順位を確定し、選定業者とします。なお、提案業者が1業者のみの場合については、基準点を満たした場合に選定業者とします。

ア 選定評価基準の2技術提案力の合計点が最も高い業者

イ アに該当する業者が複数ある場合、見積書の額が最も低い業者

ウ 上記によりがたい場合は、委員の協議により決定した業者

(4) 提案説明

ア 提案説明は各事業者30分（説明20分、質疑応答10分）以内とします。ただし、参加事業者の申込状況等により、あらかじめ説明時間を短縮する場合があります。

イ 契約後に本業務に携わる人が技術提案書を作成し、ヒアリングに参加してください。なお、出席者は3名以内とします。

(5) その他

プロポーザル選定評価委員会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年3月19日条例第3号）第5条第3号の規定に基づき非公開とします。

11 選考結果

選考結果については、令和7年3月下旬にすべての提案事業者に電子メールで結果を通知します。また、本市ホームページで公表します。

なお、選考結果等について電話・電子メール等での問合せには応じないものとします。

12 契約手続等

- (1) 選考結果の通知後、速やかに選定された事業者と契約締結に向けた手続を進めます。
- (2) 契約書の作成は必要とし、契約書類作成等に係る費用は、事業者の負担とします。
- (3) 契約保証金
川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要があります。
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則等は川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。
URL：<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>
- (5) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (6) 関連情報を入手するための窓口は5(1)と同じです。